

改正後	現 行
<p>第十六 多機能型に関する特例 (略)</p>	<p>るものであることから、第三の3の(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)並びに第十三の3の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第74条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の3の(12)を参照されたい。</p> <p>第十四 多機能型に関する特例</p> <p>1 従業員の員数等に関する特例</p> <p>(1) 常勤の従業員の員数の特例(基準第215条第1項)</p> <p>利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業員の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業員の員数にかかわらず、1人以上とすること。</p> <p>(2) サービス管理責任者の員数の特例(基準第215条第2項)</p> <p>多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、</p> <p>① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上</p> <p>② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上</p>

改正後	現 行
<p>第十七 附則</p> <p>1 地域移行支援型ホームの特例（基準附則第7条）</p> <p>指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210条第1項（<u>基準第213条の16</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、入所施設や病院の敷</p>	<p>とすること。</p> <p>(3) その他の留意事項</p> <p>多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。</p> <p>なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者その他の従業者との兼務が可能であること。</p> <p>2 設備の特例（基準第216条）</p> <p>多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。</p> <p>第十五 附則</p> <p>1 地域移行支援型ホームの特例（基準附則第7条）</p> <p>指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210条第1項（<u>基準第213条の6</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、入所施設や病院の敷地</p>

改正後	現行
<p>地外に立地されるべきこととしている（<u>第十五</u>の2の（1）参照）が、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。）が設けられているものを含む。以下「病院」という。）に長期間入院していた精神障害者が退院後すぐに地域での生活が困難な状況にある場合に、一定期間病院の近くで障害福祉サービスの利用等をして生活を送ることによって円滑に地域生活への移行が図られるよう、通過型の居住の場として、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行支援型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、地域移行支援型ホームは、病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を支援するための選択肢の1つとして試行的に実施するものであることから、新規の指定や運営期間については時限的なものとする。よって、新規の指定については平成27年4月1日から平成31年3月31日まで、指定後の運営期間については当該指定を受けてから6年間とする。なお、これらの期間を含む地域移行支援型ホームの将来の在り方については、平成30年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討する。</p> <p>また、平成27年4月1日において現に存する従前の地域移行型ホームについては、基本的に従前の例により運営することができるが、加えて、3（1）について特に留意すること。</p> <p>（1）（略）</p>	<p>外に立地されるべきこととしている（<u>第十三</u>の2の（1）参照）が、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。）が設けられているものを含む。以下「病院」という。）に長期間入院していた精神障害者が退院後すぐに地域での生活が困難な状況にある場合に、一定期間病院の近くで障害福祉サービスの利用等をして生活を送ることによって円滑に地域生活への移行が図られるよう、通過型の居住の場として、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行支援型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、地域移行支援型ホームは、病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を支援するための選択肢の1つとして試行的に実施するものであることから、新規の指定や運営期間については時限的なものとする。よって、新規の指定については平成27年4月1日から平成31年3月31日まで、指定後の運営期間については当該指定を受けてから6年間とする。なお、これらの期間を含む地域移行支援型ホームの将来の在り方については、平成30年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討する。</p> <p>また、平成27年4月1日において現に存する従前の地域移行型ホームについては、基本的に従前の例により運営することができるが、加えて、3（1）について特に留意すること。</p> <p>（1）地域移行支援型ホームは、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所のうち基準第210条第1項の規定の特</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第2項(基準第213条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p> <p>1の2 (略)</p>	<p>例措置であるため、異なる定めがある場合を除き、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に係るその他の要件を満たさなければならない。</p> <p>(2) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。</p> <p>(3) 病院の精神病床数の減少を伴うものであって、病院の定員1以上の削減に対し、地域移行支援型ホームの定員を1とする(つまり、病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。)</p> <p>(4) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第2項(基準第213条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p> <p>1の2 地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等(基準附則第7条の2)</p> <p>地域移行支援型ホームを行う事業者が設置する共同生活住居は、医療の提供を行う病院とは異なり日常生活を送るための生活の場であり、利用者のプライバシーを確保する観点からも、共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されなければならない。</p> <p>このため、共同生活住居の入口は、病院を利用する患者や病院関係者が利用する病院の入口と異なるものとするとともに、病院を利用する患者等が共同生活住居に立ち入らないよう、建物を別にしたり廊下に壁や施錠さ</p>

改正後	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>れたドアを設ける等共同生活住居と病院を直接行き来できないような構造としなければならない、共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用することはできない。</p> <p>また、地域移行支援型ホームの従業者は、専ら当該地域移行支援型ホームの職務に従事する者でなければならない、サービス提供時間帯以外の時間帯も含め、当該地域移行支援型ホームを設置する病院の従業者と兼務してはならない。</p> <p>2 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間（基準附則第8条）</p> <p>地域移行支援型ホームは、地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。</p> <p>しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間の延長が認められるものとする。</p> <p>3 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針（基準附則第9条）</p> <p>(1) 基準第3条に規定されているように、地域移行支援型ホーム事業者を含む指定障害福祉サービス事業者は、利用者及び障害児の保護者の意思</p>

改正後	現 行
	<p>及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならないこととされている。</p> <p>このため、地域移行支援型ホームを行う事業者は、障害者権利条約の理念を踏まえつつ、利用者の意向を尊重して支援を行わなければならない。よって、地域移行支援型ホームの利用は利用する者の意思に基づき選択されなければならない。病院や地域移行支援型ホームを行う事業者がその利用を過度に推奨したり強制してはならない。また、利用者の地域移行支援型ホームにおける日常生活上の行為について、利用者が自由に行動できるよう配慮しなければならない。例えば、利用者が外出する際に当該事業者の許可を条件とすることや外部からの来客との面会を禁止すること、利用者の意思に反して日中活動の場を指定すること、利用者の日常生活上の行為について正当な理由なく報告を課すことなどはしてはならない。ただし、防犯上の理由などやむを得ない事情がある場合や共同生活を送る上で通常必要と考えられる必要最低限の範囲で一般的な決まりを設けることは可能であるが、利用者に対し不当な制限を課していると疑われる行為は厳に慎まなければならない。</p> <p>(2) 地域移行支援型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行支援型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、指定特定相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行支援型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス等を積極的に利用させる等関</p>

改正後	現 行
<p>4 地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等（基準附則第10条）</p> <p>地域移行支援型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第213条又は第213条の22において準用する基準第58条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行支援型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。</p> <p>また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>5 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第11条）</p> <p>基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行支援型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行支援型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、定期的に（四半期に1回程度を目安とする）活動状況を報告し、当該地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、利用者の地域移行</p>	<p>係者との十分な連携を図りつつ、入居中においても地域移行に向けて計画的に必要な支援を行うものとする。</p> <p>4 地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等（基準附則第10条）</p> <p>地域移行支援型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第213条又は第213条の12において準用する基準第58条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行支援型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。</p> <p>また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>5 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第11条）</p> <p>基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行支援型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行支援型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、定期的に（四半期に1回程度を目安とする）活動状況を報告し、当該地域移行</p>

改正後	現行
<p>へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行支援型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。</p> <p>なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行支援型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。</p> <p>さらに、地域移行支援型ホームを行う事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、医療関係者、一般相談支援事業者などが参加して精神科病院に入院している障害者の地域移行の推進について検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする）実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>また、当該地域移行推進協議会及び当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条又は第 213 条の 22 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第 12 条）</p> <p>平成 18 年 9 月 30 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建</p>	<p>推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行支援型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。</p> <p>なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行支援型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。</p> <p>さらに、地域移行支援型ホームを行う事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、医療関係者、一般相談支援事業者などが参加して精神科病院に入院している障害者の地域移行の推進について検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする）実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>また、当該地域移行推進協議会及び当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条又は第 213 条の 12 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第 12 条）</p>

改正後	現行
<p>物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第210条第1項（<u>基準第213条の16</u>において準用する場合を含む。）の規定（<u>第十五の2の（1）</u>参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。</p> <p>7 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）</p> <p>平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、基準第210条第7項及び第8項（これらの規定を<u>基準第213条の16</u>において準用する場合を含む。）については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。</p> <p>8 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第18条の2）</p> <p>（1）指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事</p>	<p>平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第210条第1項（<u>基準第213条の6</u>において準用する場合を含む。）の規定（<u>第十三の2の（1）</u>参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。</p> <p>7 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）</p> <p>平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、基準第210条第7項及び第8項（これらの規定を<u>基準第213条の6</u>において準用する場合を含む。）については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。</p> <p>8 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第18条の2）</p>

改正後	現行
<p>業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、<u>基準第211条第3項（基準第213条の11において準用する場合を含む。）</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成33年3月31日、当該利用者については、<u>基準第211条第3項（基準第213条の11において準用する場合を含む。）</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(3) 前2項の場合、<u>基準第208条第1項第2号ロからニまで及び第213条の4第1項第2号ロからニまでに掲げる当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。</u></p> <p>9 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関</p>	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、<u>基準第211条第3項</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成30年3月31日、当該利用者については、<u>基準第211条第3項</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。</p> <p>(3) 前2項の場合、<u>基準第208条第1項第2号</u>に掲げる当該指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。</p>

改正後	現行									
<p>する特例（基準附則第 19 条） （略）</p> <p>（1）基準第 210 条第 7 項（<u>基準第 213 条の 16</u>において準用する場合を含む。）に掲げるユニットの定員については、「2 人以上 10 人以下」とあるのは、「2 人以上 30 人以下」とする。</p> <p>（2）基準第 210 条第 8 項（<u>基準第 213 条の 16</u>において準用する場合を含む。）に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホーム B 型を除き、適用しないこととする。</p> <p>別表 1 （略）</p>	<p>9 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例（基準附則第 19 条）</p> <p>平成 18 年 9 月 30 日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（A 型及び B 型）、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）基準第 210 条第 7 項（<u>基準第 213 条の 6</u>において準用する場合を含む。）に掲げるユニットの定員については、「2 人以上 10 人以下」とあるのは、「2 人以上 30 人以下」とする。</p> <p>（2）基準第 210 条第 8 項（<u>基準第 213 条の 6</u>において準用する場合を含む。）に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホーム B 型を除き、適用しないこととする。</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1137 1023 2040 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1027 1525 1267">月間延べサービス提供時間</th> <th data-bbox="1529 1027 1789 1267">(2)の①のアの a に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th> <th data-bbox="1794 1027 2033 1267">常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1270 1525 1318">450 時間以下</td> <td data-bbox="1529 1270 1789 1318">1</td> <td data-bbox="1794 1270 2033 1318">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1321 1525 1361">450 時間超 900 時間以下</td> <td data-bbox="1529 1321 1789 1361">2</td> <td data-bbox="1794 1321 2033 1361">1</td> </tr> </tbody> </table>	月間延べサービス提供時間	(2)の①のアの a に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	450 時間以下	1	1	450 時間超 900 時間以下	2	1
月間延べサービス提供時間	(2)の①のアの a に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者								
450 時間以下	1	1								
450 時間超 900 時間以下	2	1								

改正後	現 行		
別表 2 (略)	900 時間超 1,350 時間以下	3	2
	1,350 時間超 1,800 時間以下	4	3
	1,800 時間超 2,250 時間以下	5	4
	2,250 時間超 2,700 時間以下	6	4
	2,700 時間超 3,150 時間以下	7	5
	3,150 時間超 3,600 時間以下	8	6
	3,600 時間超 4,050 時間以下	9	6
	4,050 時間超 4,500 時間以下	10	7
	4,500 時間超 4,950 時間以下	11	8
	4,950 時間超 5,400 時間以下	12	8
	5,400 時間超 5,850 時間以下	13	9
	5,850 時間超 6,300 時間以下	14	10
	6,300 時間超 6,750 時間以下	15	10
	6,750 時間超 7,200 時間以下	16	11
別表 2 (略)	別表 2		
	従業者の数	(2)の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
	10 人以下	1	1
	11 人以上 20 人以下	2	1
21 人以上 30 人以下	3	2	

改正後	現 行		
別表 3 (略)	31人以上 40人以下	4	3
	41人以上 50人以下	5	4
	51人以上 60人以下	6	4
	61人以上 70人以下	7	5
	71人以上 80人以下	8	6
	81人以上 90人以下	9	6
	91人以上 100人以下	10	7
	101人以上 110人以下	11	8
	111人以上 120人以下	12	8
	121人以上 130人以下	13	9
	131人以上 140人以下	14	10
	141人以上 150人以下	15	10
	151人以上 160人以下	16	11
	別表 3 (略)	別表 3	
利用者の数		(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
40人以下		1	1
41人以上 80人以下		2	1
81人以上 120人以下	3	2	

改正後	現 行		
別表 4 (略)	121 人以上 160 人以下	4	3
	161 人以上 200 人以下	5	4
	201 人以上 240 人以下	6	4
	241 人以上 280 人以下	7	5
	281 人以上 320 人以下	8	6
	321 人以上 360 人以下	9	6
	361 人以上 400 人以下	10	7
	401 人以上 440 人以下	11	8
	441 人以上 480 人以下	12	8
	481 人以上 520 人以下	13	9
	521 人以上 560 人以下	14	10
	561 人以上 600 人以下	15	10
	601 人以上 640 人以下	16	11
	別表 4 (略)	別表 4	
月間延べサービス提供時間		(5)の①のアの a に基づき置かな ければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法を 採用する事業所 で必要となる常 勤のサービス提 供責任者
1,000 時間以下		1	1
1,000 時間超 2,000 時間以下		2	1
2,000 時間超 3,000 時間以下	3	2	

改正後	現 行		
別表 5 (略)	3,000 時間超 4,000 時間以下	4	3
	4,000 時間超 5,000 時間以下	5	4
	5,000 時間超 6,000 時間以下	6	4
	6,000 時間超 7,000 時間以下	7	5
	7,000 時間超 8,000 時間以下	8	6
	8,000 時間超 9,000 時間以下	9	6
	9,000 時間超 10,000 時間以下	10	7
	10,000 時間超 11,000 時間以下	11	8
	11,000 時間超 12,000 時間以下	12	8
	12,000 時間超 13,000 時間以下	13	9
	13,000 時間超 14,000 時間以下	14	10
	14,000 時間超 15,000 時間以下	15	10
	15,000 時間超 16,000 時間以下	16	11
	別表 5 (略)	別表 5	
利用者の数		(2)の①のアの d に基づき置かな なければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法を採用 する事業所で必要と なる常勤のサービス 提供責任者
50 人以下		3	3
51 人以上 100 人以下		3	3
101 人以上 150 人以下	3	3	

改正後	現 行		
別表6 (略)	151人以上200人以下	4	3
	201人以上250人以下	5	4
	251人以上300人以下	6	4
	301人以上350人以下	7	5
	351人以上400人以下	8	6
	401人以上450人以下	9	6
	451人以上500人以下	10	7
	501人以上550人以下	11	8
	551人以上600人以下	12	8
	601人以上650人以下	13	9
別表6 (略)	別表6		
	従業者の数	(5)の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
	20人以下	1	1
	21人以上40人以下	2	1
	41人以上60人以下	3	2
	61人以上80人以下	4	3
	81人以上100人以下	5	4
	101人以上120人以下	6	4

改正後	現 行			
別表 7 (略)	121 人以上 140 人以下	7	5	
	141 人以上 160 人以下	8	6	
	161 人以上 180 人以下	9	6	
	181 人以上 200 人以下	10	7	
	別表 7			
	利用者の数	(5)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	
	10 人以下	1	1	
	11 人以上 20 人以下	2	1	
	21 人以上 30 人以下	3	2	
	31 人以上 40 人以下	4	3	
	41 人以上 50 人以下	5	4	
	51 人以上 60 人以下	6	4	
	61 人以上 70 人以下	7	5	
	71 人以上 80 人以下	8	6	
	81 人以上 90 人以下	9	6	
	91 人以上 100 人以下	10	7	
	101 人以上 110 人以下	11	8	
111 人以上 120 人以下	12	8		
121 人以上 130 人以下	13	9		

改正後	現 行		
	131 人以上 140 人以下	14	10
	141 人以上 150 人以下	15	10
	151 人以上 160 人以下	16	11